

□■養成所ニュースプラス第 10 号 2026□■

7 月 26 日は津久井やまゆり園事件で亡くなられた方々の命日です。この 10 年で変わったこと、10 年経っても変わらないことはなんでしょうか。この日は皆さんとともに立ち止まり、振り返る日にしたいと思います。

今日から東京スクーリング A 日程が始まりました。体調に気を付けて真夏の 3 日間を乗り切りましょう。

今週の Plus Quiz は、「権利擁護を支える法制度」から「成年被後見人の欠格事由」に関する事例問題です。この問題も正解したら終わりではなく、正解ではない選択肢のどこを直せば正しくなるのかも考えてください。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【第 37 回問題 42】事例を読んで、成年後見の開始が A さんに及ぼす影響に関する次の記述のうち、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

〔事 例〕

A さん（30 歳）は、交通事故の被害に起因する高次脳機能障害で判断力が著しく低下し生活が困難となったので、親族の B さんが成年後見開始の審判の申立てをすることとなった。A さんは、この審判によって自分にどのような影響が及ぶのかを心配している。

1. A さんは当然に国政の選挙権を失うこととなる。
2. A さんは当然に公務員になることができなくなる。
3. A さんは当然に社会福祉法人の理事になることができなくなる。
4. A さんは当然に株式会社の役員になることができなくなる。
5. 他の記述はいずれも不適切である。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

- ・（37 期生）教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

- ・（38 期生）教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。

- ・（38 期生）見込書類（実務経験証明書）のさしかえについて

入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。

- ・受講の手引に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

- ・（第 37-38 期生）今夏のスクーリングの日程及び会場のご案内です。

詳しくはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=356

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 39 回国家試験は、令和 9 年 2 月 7 日です。

詳しくはこちら→<https://www.sssc.or.jp/shakai/index.html>

・社会福祉振興・試験センターより、インターネットによる受験申し込み前の準備及び申込方法の動画のご案内です。今年度より、全ての受験者がインターネットでの受験申込になりますので、必ずご確認ください。←New

詳しくはこちら→<https://www.sssc.or.jp/>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://www.spw-mosi.com/exam/>

・本養成所主催、「受験対策講座」は web にて開催中です。

2 本目の「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」が視聴可能となりました。是非ご活用ください。

受験対策ページへアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529

※パスワード等の案内は、養成所ニュースプラス第 2 号、第 4 号に添付しています。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

■Plus Column

【受験対策ミニ講座第 6 回／権利擁護を支える法制度】

1 第 37・38 回の科目の傾向

この科目では、出題基準の大項目「ソーシャルワークと法のかかわり」と「成年後見制度」に関する問題が頻出で、第 37・38 回も成年後見制度はそれぞれ 3 問ずつ出題されていました。

事例問題は以前からありましたが、第 37・38 回では事例問題がそれぞれ 3 問ずつで、そのうち各回 2 問が「成年後見制度」からの出題でした。いずれも文章は長くありませんが、基礎的な知識をふまえた応用力が求められるので要注意です。

第 38 回問題 40 の会話文形式の事例問題や、今回の Plus Quiz、第 37 回問題 42 の「1 から 4 までの記述はいずれも不適切である」という表現の選択肢等は、今まで出題されていませんでした。慌てた先輩もいたのではないかと思います。

2 国家試験の対策

出題割合の多い民法の「成年後見制度」と、取り掛かりやすい憲法は確実に得点できるようにしましょう。改正民法の関連では、離婚や親子、親権、相続や遺言についても基本事項を確認しておくといよいでしょう。

中でも、最高裁判所が取りまとめる「成年後見事件の概況」は頻出です。成年後見・保佐・補助の申立件数、申立人と本人との関係、申立の動機等要点は確認が必要です。また、成年後見制度の改正で「日常生活自立支援事業」は、今後役割が期待されるため、専門員と生活支援員の役割の違いや成年後見制度との比較等、基本的な理解が必要です。

法改正の確認も大切です。2024 年（令和 6 年）の民法改正で父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正され、今年 4 月から施行されました。また、今年 6 月の民法改正により、成年後見制度や遺言制度が見直されました。この成年後見制度改正の施行日は、公布から 2 年 6 月を超えない範囲になります。

「出題基準」には「出題基準公表後の法改正による制度の重大な変更等」があれば出題できるとあります。所管官庁の HP で改正の概要を理解しておくとい安心です。

第 37 回は 6 割の得点がねらえた問題です。問題 38「障害者虐待防止法」、問題 39「障害者差別解消法」、問題 40「成年後見制度の運用」、問題 42「成年後見人の欠格事由」の 4 問は正解すべき問題です。第 38 回はやや難化しました。問題 40「任意後見契約」、問題 41「成年後見関係事件の概況」の 2 問を確保して、問題 38「不法行為の加害者の能力」、問題 39「行政行為」で加点したいものです。

【Plus Quiz 正答と解説】

今回の Plus Quiz の問題は、事例問題の形式ですが、A さんが成年被後見人になった場合の自分への影響を心配していることを踏まえ、各選択肢に示された成年被後見人の欠格事由について判断していきます。このような問題では、事例の読み込みに時間をかけずに解答に進むことで、時間に余裕が生まれます。また、Plus Column でもふれた選択肢 5 の表現にも注目です。

成年被後見人に関する欠格事由は、2010（平成 22）年の成年後見法世界会議で採択された「横浜宣言」で多くの資格や制度に残る欠格条項の見直し・撤廃が勧告され、日本の制度見直しの契機となりました。2016（平成 28）年の「成年後見制度利用促進法」で成年被後見人の権利に係る制限の見直しが規定され、2019（令和元）年に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、187 の法律における資格や職種、業務等の欠格事由が見直されました。

1. ×2013(平成 25)年に東京地方裁判所が一律の選挙権?奪を定めた「公職選挙法」の規定を違憲としたことで、同年「公職選挙法」が改正され、成年被後見人の選挙権が回復しました。
2. ×国家公務員法等は、成年被後見人を一律に排除せず、採用時に適格性を判断して職務を行うことができるよう整備しています。
3. ×社会福祉法では、成年被後見人を一律に排除する欠格事由規定が削除され、個別審査規定が設けられています。
4. ×会社法等において成年被後見人を一律に排除する欠格事由の規定が見直され、個別審査により判断するようになりました。
5. ○選択肢 1～4 は「当然に」とあり、一律に成年被後見人の権利を剥奪しており不適切です。一律ではなく「個別的」に判断されます。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus